

平成29年度鮭川村再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境にやさしいむらづくりを推進するために村の豊富な地域資源を有効活用し、二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止及び環境保全と地域循環型社会のシステムをつくるとともに、鮭川村内における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー設備の設置を行うものに対し、鮭川村補助金等の適正化に関する規則(昭和47年鮭川村規則第5号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象設備等)

第2条 補助金の補助対象となる設備及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象施設は、新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品(再利用品は対象外とする。)であることとする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、それぞれの別表補助額欄の上限額以内とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 村内に所在する自らが居住する住宅に補助対象設備を設置する者

イ 村内に所在する事業所等に補助対象設備を設置する事業者、法人、自治会及び団体

(2) 税等に滞納がない世帯又は事業者、法人、自治会及び団体

(補助金の交付要件)

第4条 村長は、次の各号を要件として補助金を交付するものとする。

(1) 事業は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了すること。

(2) 事業の中止、又は事業内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合は、村長の承認を受けること。

(3) 設備の適正な維持管理を行うことにより、本事業による効果を継続させること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に関係書類を添付し村長に提出しなければならない。

2 申請者が消費税の課税業者の場合は、前項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。(以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の交付申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 村長は、交付決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは第4条に規定する交付要件以外の要件を付することができる。

3 村長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を再生可能エネルギー設備導入事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 申請者は、前条第3項に規定する交付決定通知書の通知を受けるまで、補助対象事業に着手してはならない。

(中止、変更の承認)

第8条 第4条第2号の規定により村長の承認を受けようとする申請者は、再生可能エネルギー設備導入事業計画中止・変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の変更申請の審査を行い、事業計画の変更が適当と認められたときはこれを承認し、再生可能エネルギー設備導入事業計画中止・変更承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第4条第2号の規定する軽微な変更は、設置対象施設の変更又は交付予定金額の1割以上の増額変更は伴わないものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、再生可能エネルギー設備導入事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)により事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、村長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、実績報告書の提出にあたり、第5条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した要件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、再生可能エネルギー設備導入事業補助金額確定通知書(様式第6号。以下「補助金額確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金額確定通知書を受けたものは、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金請求書(様式第7号)により、補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 村長は、交付決定を受けた者が次の各号の1に該当すると認められたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた年度内に事業の完了が見込めないとき。
- (3) 規則及びこの要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した要件に違反したとき。

(経過報告)

第14条 村長は、交付決定者に対し、必要に応じて二酸化炭素の排出削減状況の報告を求め、又は現地調査することができる。

(書類の保存)

第15条 交付決定者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(処分の制限を受ける期間)

第16条 規則第23条のただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

○設置する設備ごとの補助額

区 分	交付対象	補 助 額	補 助 要 件
太陽光発電設備	住宅用	公称最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てて)1kWあたり5万円を補助。 (上限20万円)	※災害時に地域でお互いに支え合える共助への協力を必須とする。
木質バイオマス熱利用設備	住宅用 事業所等	設置費用から県補助金を控除後の1/2を補助 (上限10万円)	